

決議第 1 号

公の施設等整備調査特別委員会設置に関する決議

湯河原町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり決議案を提出します。

平成 28 年 6 月 20 日提出

湯河原町議会議長 土 屋 誠 一 様

提出者	湯河原町議会議員	室 伏 重 孝
賛成者	同	室 伏 寿 美 夫
	同	佐 藤 恵
	同	山 本 俊 明
	同	村 瀬 公 大
	同	露 木 寿 雄
	同	原 田 洋

公の施設等整備調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり、公の施設等整備調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 公の施設等整備調査特別委員会とする。
- 2 設置の根拠 地方自治法第 109 条及び湯河原町議会委員会条例第 3 条による。
- 3 目 的 議会は、公の施設等整備調査特別委員会に対し、次の事項を付託する。
 - (1) 公の施設等の現状調査に関する事項
 - (2) 公の施設等の今後の整備方針等にかかる調査・検討に関する事項
- 4 委員の定数 7 人の委員をもって構成する。
- 5 設置の期間 公の施設等整備調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件終了を議決するまで、継続して調査を行うものとする。